

船橋市国民健康保険運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市国民健康保険運営協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱に定めることその他、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、5人とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、会議に諮って人数を調整する。

(傍聴の手続き)

第3条 会議（全部を非公開とすることをあらかじめ決定している場合を除く。）の傍聴を希望する者は、会議開催日当日の会議開始時刻の30分前から会議開始までに会議の開催場所に来場し、傍聴受付票に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了する。

(傍聴者の遵守事項等)

第4条 国保年金課長は、次に掲げる傍聴者の遵守事項を記載した書面を傍聴者に配布し、又は会場に掲示し、当該遵守事項を傍聴者に周知するものとする。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
- (6) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、会長の指示に従い、速やかに退場すること。
- (8) 事前に会長の許可を得た場合を除き、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。

2 会長は、前項の遵守事項に係る違反行為に対する注意に従わない傍聴者に対し、退席を命じることができる。

(会議を一部非公開とする場合)

第5条 会議の一部を非公開とするときは、公開の議題を先に審議し、傍聴者を退出させた後、非公開の議題を審議するものとする。ただし、議題の性質上、非公開の議題を先に審議する必要がある場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成28年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。